

第105期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所

京都市右京区梅津西浦町14番地

当社会議室

（末尾の「当社へのご案内」をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願いします。

本総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応につきましては、3ページをご確認ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

郵送による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後4時45分まで

株 主 各 位

京都市右京区梅津西浦町14番地

サンコール株式会社

代表取締役 大谷 忠雄
社長執行役員

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後4時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区梅津西浦町14番地 当社会議室
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第105期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第105期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 〇 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.suncall.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ① 事業報告の「会社の体制および方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 〇 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.suncall.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 〇 例年株主総会終了後に実施しておりました株主交流会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止への対応

本株主総会における、COVID-19の拡大防止に向けた当社の対応を次のとおりご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

[株主の皆さまへのお願い]

1. **極力 書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。**
2. 会場内では感染リスクの低減を図るため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。**入場を制限させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。**
3. ご来場される全ての株主様には、**マスク着用**、株主総会会場入場時の**アルコール消毒液による手指消毒・検温**のご協力をお願い申し上げます。
なお、「発熱している（37.5℃以上）」、「体調不良と見受けられる」場合は、**会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
4. ご来場の株主様は、**マスクのご着用および検温にご協力いただけない場合、また、発熱があると認められる方（体温が37.5度以上の方）、体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声掛けをして、ご入場をお控えいただく場合がございます。**

[当社の対応]

1. ご来場いただきました株主様への**お土産の用意はございません。**
2. 株主交流会は、中止とさせていただいております。
3. 当社役員および運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
4. 議事の時間を短縮するため、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。

※株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.suncall.co.jp/>

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに強靱な経営体質の構築のため、内部留保の充実に意を用いつつ、安定した配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき11円
総額 334,035,471円
なお、当期の年間配当金は、1株につき中間配当金9円を含め、20円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月27日

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
／
監査報告

計算書類
／
監査報告

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p data-bbox="167 724 743 787"><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="167 798 743 1040">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="424 1090 489 1115">（新設）</p>	<p data-bbox="1023 724 1087 749">（削除）</p> <p data-bbox="780 1090 969 1115"><u>（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="768 1126 1344 1226">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="828 1236 1344 1403">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が施行される2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>3 本附則（電子提供措置等に関する経過措置）は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の実効性を高める観点から、社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬諮問委員会」の答申を受け決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	社外	独立	現在の当社における地位・担当
1	おおたに ただお 大谷 忠雄	<input type="checkbox"/>			代表取締役 社長執行役員
2	なら ただし 奈良 正	<input type="checkbox"/>			代表取締役 専務執行役員 開発本部長 兼 製品戦略室長
3	なかざと あきお 仲里 彰夫	<input type="checkbox"/>			取締役 常務執行役員 管理本部長
4	おおひろ よしのり 大廣 義徳	<input type="checkbox"/>			取締役 常務執行役員 営業本部長
5	すぎむら かずとし 杉村 和俊	<input type="checkbox"/>			取締役 常務執行役員 サスペンション部門長
6	かなだ まさとし 金田 雅年	<input type="checkbox"/>			常務執行役員 企画・管理部門長
7	きたやま しゅうじ 北山 修二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		取締役
8	かぎや ふみこ 鍵谷 文子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	－

(注) 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新する予定であります。

監査等委員会の意見

当社の取締役の選任については、「指名・報酬諮問委員会」に監査等委員である独立社外取締役2名が出席し意見を述べるとともに、監査等委員会において候補者選任の方針、選任の手続を共有し協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役の選任の内容について妥当であると判断し会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

1 おおたに ただ お
大谷 忠雄

生年月日	1960年9月27日生	所有する当社の株式数	50,280株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 当社入社 2004年4月 当社 デジトロ製品Ⅱ部門 SMP部長 2011年4月 当社 執行役員 サスペンション事業部門長代理 2011年6月 当社 執行役員 サスペンション事業部門長 2014年4月 当社 常務執行役員 情報・精密製品部門長 2015年6月 当社 取締役 常務執行役員 情報・精密製品部門長 2015年11月 当社 取締役 常務執行役員 生産・事業管理副本部長 2017年4月 当社 取締役 常務執行役員 生産事業本部長 2017年6月 当社 代表取締役 専務取締役 常務執行役員 生産事業本部長 2018年6月 当社 代表取締役社長 2020年6月 当社 代表取締役 社長執行役員 現在に至る</p> <p>[重要な兼職] 該当事項はありません</p>		
取締役候補者とした理由	<p>当社デジトロ製品部門、サスペンション部門および情報・精密製品部門等のさまざまな事業分野において優れた手腕を発揮され、2015年6月の当社取締役就任、2018年6月の代表取締役社長就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 大谷忠雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

2 奈良 正

生年月日	1960年8月31日生	所有する当社の株式数	7,207株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 トヨタ自動車株式会社 入社</p> <p>2007年1月 ダイハツ工業株式会社 第2エンジン部出向 エンジン主査</p> <p>2009年1月 トヨタ自動車株式会社 第2エンジン技術部 第22エンジン設計室 ユニット主査</p> <p>2012年1月 Toyota Motor Asia Pacific Engineering & Manufacturing Co.,Ltd. (バンコク) 出向 Vice President</p> <p>2016年1月 トヨタ自動車株式会社 ユニット統括部 パワートレーン企画室 主査</p> <p>2016年8月 同社 エンジン設計部 エンジン開発統括室 主査</p> <p>2017年1月 当社 精密機能加工 I 部門長付</p> <p>2017年4月 当社 執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>2019年4月 当社 常務執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>2019年6月 当社 取締役 常務執行役員 精密機能加工 I 部門長</p> <p>2020年6月 当社 代表取締役 専務執行役員 製品戦略室長</p> <p>2021年8月 当社 代表取締役 専務執行役員 開発本部長 兼 製品戦略室長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職] 該当事項はありません</p>		
取締役候補者とした理由	<p>長年にわたるトヨタ自動車株式会社等における技術部門の責任者等としてのさまざまな経験に加え、2017年4月の当社執行役員就任以来、担当部門において、その経験を活かし優れた手腕を発揮され、2019年6月の当社取締役就任、2020年6月の代表取締役就任からも卓越した経営手腕を発揮されていることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 奈良正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

3 中里 彰夫

生年月日	1959年7月24日生	所有する当社の株式数	1,132株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1983年4月 伊藤忠商事株式会社 入社</p> <p>2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍</p> <p>2006年4月 P.T. United Steel Center Indonesia 出向 President Director (ジャカルタ)</p> <p>2013年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 自動車鋼材第一部 部長</p> <p>2015年4月 同社 自動車鋼材本部 本部長代行</p> <p>2016年4月 同社 執行役員 経営企画部 部長</p> <p>2019年4月 同社 執行役員 アジア・大洋州支配人 (シンガポール)</p> <p>2021年4月 当社 常務執行役員 社長付</p> <p>2021年6月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職] SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.取締役</p>		
取締役候補者とした理由	<p>グローバルにビジネスを展開する企業において、国内外での豊富な経験・実績と経営に関する高い見識を有しておられ、また2021年6月の当社取締役就任以降においても、その卓越した経営手腕により当社の経営の一端を担ってこられたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 中里彰夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

4 おおひろ よしのり
大廣 義徳

生年月日	1961年6月19日生	所有する当社の株式数	5,137株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2001年7月 同社 カサブランカ事務所長 2004年4月 同社 伊藤忠フランス会社社長 2009年10月 同社 自動車第二部長代行 2014年4月 ITOCHU AUTOMOBILE AMERICA INC. PRESIDENT & CEO 2018年5月 伊藤忠商事株式会社 自動車・建機・産機部門長補佐 2019年4月 当社 常務執行役員 営業部門長付 2019年6月 当社 常務執行役員 営業部門長 2020年6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職] Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd. 董事長</p>		
取締役候補者とした理由	<p>グローバルにビジネスを展開する企業においてさまざまな分野で実績を残され、また2020年6月の当社取締役就任以降においても、その卓越した経営手腕により当社の経営の一端を担ってこられたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 大廣義徳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

5 すぎむら かずとし
杉村 和俊

生年月日	1963年5月14日生	所有する当社の株式数	16,716株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1986年4月 当社入社 2004年3月 SUNCALL CO.,(H.K.)LTD. 董事総経理（香港駐在） 2009年4月 当社 業務・管理部門 財務・業務管理部長 2013年4月 当社 業務・管理部門長 2014年4月 当社 執行役員 業務・管理部門長 2017年4月 当社 常務執行役員 業務・管理部門長 2020年6月 当社 取締役 常務執行役員 サスペンション部門長 現在に至る [重要な兼職] SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD. 取締役		
取締役候補者とした理由	当社業務・管理部門において優れた手腕を発揮され、また2020年6月の当社取締役就任以降においても、その卓越した経営手腕により当社の経営の一端を担ってこられたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。		

- (注) 1. 杉村和俊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

6 ^{かなだ}金田 ^{まさとし}雅年 (新任)

生年月日	1961年4月21日生	所有する当社の株式数	4,966株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1986年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2002年7月 ITOCHU Automobile America Inc.出向 Vice President(デトロイト駐在) 2007年4月 伊藤忠商事株式会社 自動車事業推進部 部品事業課長 2012年6月 伊藤忠オートモービル株式会社 経営企画室長 2017年4月 同社 取締役 経営企画室長 2017年6月 当社 取締役 2019年4月 当社 常務執行役員 業務・管理副部門長 2020年6月 当社 常務執行役員 企画・管理部門長 現在に至る</p> <p>[重要な兼職] SUNCALL AMERICA INC.取締役 SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.取締役 Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.董事</p>		
取締役候補者とした理由	<p>グローバルにビジネスを展開する企業においてさまざまな分野で実績を残され、また2019年4月の当社常務執行役員就任以来、その担当部門において卓越した経営手腕を発揮されていることから、今後も当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したためです。</p>		

- (注) 1. 金田雅年氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

生年月日	1962年2月18日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1982年4月 株式会社神戸製鋼所 入社 2010年4月 同社 鉄鋼事業部門 加古川製鉄所 製鉄部長 2014年4月 同社 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所 副所長 2017年4月 同社 理事 鉄鋼事業部門 技術総括部長 2018年4月 同社 執行役員 鉄鋼事業部門 神戸製鉄所長 2018年6月 当社 取締役 現在に至る 2020年4月 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員 鉄鋼アルミ事業部門 加古川製鉄所長 2021年4月 同社 執行役員 鉄鋼アルミ事業部門 加古川製鉄所長 現在に至る [重要な兼職] 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼アルミ事業部門 加古川製鉄所長		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためです。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

(注) 1. 北山修二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 北山修二氏は、社外取締役候補者であります。

北山修二氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって4年間です。
 北山修二氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。

3. 当社は、北山修二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

8 ^{かぎや} 鍵谷 ^{ふみこ} 文子 (新任)

生年月日	1983年1月10日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	2009年1月 中本総合法律事務所 入所 2014年4月 中本総合法律事務所 パートナー就任 現在に至る 2020年4月 国立大学法人神戸大学 大学院法学研究科法曹実務准教授 2021年4月 同大学 大学院法学研究科法曹実務教授 現在に至る [重要な兼職] 中本総合法律事務所 パートナー 国立大学法人神戸大学 大学院法学研究科法曹実務教授 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 倫理委員会委員		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	弁護士として企業法務をはじめ豊富な経験と高い識見を有しておられ、独立した立場から当社企業活動全般にわたる助言と監督等を期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 鍵谷文子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 鍵谷文子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 鍵谷文子氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
 4. 鍵谷文子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	わかばやし しょうじろう 若林 正二郎 再任	取締役 常勤監査等委員
2	やまもと ひでき 山本 英樹 新任 社外	—
3	たなか あつし 田中 敦 再任 社外 独立	取締役 監査等委員
4	ひらやま ひろみ 平山 廣美 再任 社外 独立	取締役 監査等委員

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

1 ^{わかばやし} 若林 ^{しょうじろう} 正二郎

生年月日	1959年8月7日生	所有する当社の株式数	39,500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1985年4月 当社入社 2006年4月 サンコールエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2011年4月 当社 執行役員 開発部門長 2014年4月 当社 常務執行役員 開発部門長 2017年4月 当社 常務執行役員 サスペンション部門長 2017年6月 当社 取締役 常務執行役員 サスペンション部門長 2020年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません</p>		
取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	<p>2006年4月からのサンコールエンジニアリング株式会社の代表取締役社長として、また2017年6月からは当社取締役として、卓越した経営手腕を発揮されていることから、経営の専門家としての知見等を有されており、監査等委員である取締役として、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 若林正二郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 上記所有株式数には、サンコール役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

2 やまもと ひで き
山本 英樹 (新任)

生年月日	1958年9月6日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1982年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 2007年4月 同社 鋼管本部 鋼管部長代行 2008年10月 同社 バンコク支店長 2012年4月 同社 鋼管本部 鋼管部長 2014年4月 同社 執行役員 経営企画・人事総務本部長代行 兼 経営企画部長 2015年4月 同社 執行役員 経営企画部長 2016年4月 同社 大阪支社長 2018年4月 同社 顧問 2018年6月 同社 監査役 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	社外取締役としての独立性・客観性に加え、過去、当社の主要株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社における国内外での長年にわたる経験から、企業経営の知見等を有されており、監査等委員である社外取締役として、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 山本英樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 山本英樹氏は、2022年6月末をもって伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の監査役を退任される予定であります。
 3. 山本英樹氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 山本英樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

3 田中 敦

生年月日	1960年7月28日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1994年4月 関西学院大学 経済学部助教授 2000年4月 同大学 経済学部教授 2020年6月 当社 取締役（監査等委員） 現在に至る [重要な兼職] 関西学院大学 経済学部教授 兵庫県企業庁 経営評価委員会会長		
受賞経歴	2018年5月 消費者支援功労者表彰（内閣府特命担当大臣表彰）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	会社法上の社外取締役の要件だけでなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たすことから、独立性・客観性を有されておりますし、関西学院大学経済学部教授として、金融分野を専門の一つとされていることから、当社からは独立した立場から、客観的・総合的に、監査等委員である社外取締役として、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 田中敦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中敦氏は、社外取締役候補者であります。
 田中敦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間あります。
3. 当社は田中敦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、田中敦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。

4 ひらやま ひろみ
平山 廣美

生年月日	1950年7月5日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年4月 レンゴー株式会社 入社 2001年6月 同社 経営企画部長代理 2004年7月 同社 関連事業部部長 2007年7月 同社 法務部長 2010年4月 同社 理事法務部長 2011年6月 同社 常勤監査役 2015年6月 同社 常勤監査役退任 2018年6月 当社 取締役 2020年6月 当社 取締役（監査等委員） 現在に至る [重要な兼職] 該当事項はありません		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	会社法上の社外取締役の要件だけでなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たすことから、独立性・客観性を有されており、上場企業における長年の法務部門責任者、常勤監査役等としての実務経験から、上場企業におけるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに係る実務経験、専門的な知見を有されており、当社からは独立した立場から、客観的・総合的に、監査等委員である社外取締役として、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。		

(注) 1. 平山廣美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 平山廣美氏は、社外取締役候補者であります。

平山廣美氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、2018年6月22日開催の第101期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって4年間であり、また、当社の監査等委員である取締役としての在任期間は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって2年間あります。

3. 当社は平山廣美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は、平山廣美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

た な か ひ と し
田 中 等

生 年 月 日	1952年5月7日生	所有する当社の株式数	0株
略歴および 重要な兼職の状況	1979年4月 大阪弁護士会登録、淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所 1986年1月 同事務所 パートナー 現在に至る [重要な兼職] 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー		
補欠の社外取締役候補者 とした理由および期待 される役割の概要	第三者の視点から当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。また同氏の長年にわたる弁護士としての経験・見識から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

(注) 1. 田中等氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 田中等氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

田中等氏の兼職先である弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約を締結しておりますが、当該弁護士法人への対価の支払額は僅少であり、それ以外の特別な関係はありません。

3. 田中等氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになるなどにより、当該候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

以 上

(ご参考)

取締役会の構成、取締役候補者の選定方針と手続きについて

①取締役会の構成

1. 実質的な議論を行うために適正な人数とします。
2. 取締役会における独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任できるよう努めます。
3. 当社の取締役に、他社での経営経験者・学識経験者などあらゆる分野においてさまざまなマネジメント経験および多様な専門知識を有する人、および製造メーカーとして製造・研究開発・業界の知識を有する人が必要であると考えております。これらを両立し、最善の取締役構成とするため、客観的な視点から、各取締役の知識・経験・能力等を一覧・評価したスキルマトリックスを活用します。

②取締役会が代表取締役・業務執行取締役の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- ア. 当社の取締役候補者は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とし、指名にあたっては、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を勘案して選定する。なお監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する直接的または間接的な業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を取得した者を候補者とするよう努力する。

取締役候補者の原案の作成は、代表取締役が行う。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員である取締役も提案できる。

- イ. 代表取締役・業務執行取締役の選解任は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員会の意見表明がないことを確認したうえで、取締役会において決定する。
- ウ. 監査等委員でない取締役の候補者は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員会の意見表明を踏まえ、取締役会において決定する。
- エ. 監査等委員である取締役の候補者は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会において決定する。

③スキルマトリックス各項目の選定理由

専門性項目	選定理由
企業経営	自動車・電子情報産業など当社の参入市場の環境が大きく変化中、中期経営計画GGP24に掲げた成長戦略を達成するためには、経営経験・経営実績を持つ取締役が必要である。
財務・会計	適正な決算および財務報告による信頼性を確保しつつ、持続的な企業価値向上や財務戦略の策定のためには、財務・会計分野におけるスキル・知識・経験を持つ取締役が必要である。
事業戦略・マーケティング	市場環境が大きく変化し、事業ポートフォリオ改革を実施するなか、既存顧客への満足度向上、新規顧客開拓の経験を持つ取締役が必要である。また次の柱となる新規事業の立ち上げが不可欠であり、事業戦略・マーケティングに関するスキル・経験を持つ取締役が必要である。
製造・技術・開発	企業理念である「技翔創変」の下、社会・顧客のニーズを捉えつつ既存技術の進化のみならず新規技術の開発が必須である。中期経営計画GGP24で掲げているEV電動化および情報通信といった次世代事業の成長を加速するためには、製造・技術・開発のスキルを持つ取締役が必要である。
海外事業	グローバルでの成長戦略を描き、経営の監督にあたるためには、海外での事業・マネジメントに豊富な経験と知識を持つ取締役が必要である。
法務・ガバナンス・リスクマネジメント	内部統制や先を見越した全社リスク管理体制を整備し、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクを実現していくためには、法務・ガバナンス・リスクマネジメントにおけるスキル・知識・経験を持つ取締役が必要である。

④スキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	属性				専門性					
	社内／社外	性別	年齢	役職	企業経営	財務・会計	事業戦略・マーケティング	製造・技術・開発	海外事業	法務 ガバナンス リスクマネジメント
大谷 忠雄	社内	男	61	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●		
奈良 正	社内	男	61	代表取締役 副社長執行役員 開発本部長	●		●	●	●	
仲里 彰夫	社内	男	62	業務執行取締役 専務執行役員 管理本部長	●				●	●
大廣 義徳	社内	男	61	業務執行取締役 常務執行役員 営業本部長	●		●		●	
杉村 和俊	社内	男	59	業務執行取締役 常務執行役員 サスペンション部門長	●	●				●
金田 雅年	社内	男	61	業務執行取締役 常務執行役員 企画・管理部門長	●		●		●	
北山 修二	社外	男	60	取締役	●		●	●		
鍵谷 文子	社外	女	39	取締役						●
若林 正二郎	社内	男	62	取締役 監査等委員	●			●		●
山本 英樹	社外	男	63	取締役 監査等委員	●				●	●
田中 敦	社外	男	61	取締役 監査等委員		●	●			●
平山 廣美	社外	女	71	取締役 監査等委員		●				●

※年齢は2022年6月24日開催の第105期定時株主総会終結時。

※上記はそれぞれの取締役の経験などを踏まえて、特に専門性が発揮できる分野を記載しており、それぞれが有するすべての経験・スキルを表すものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、回復傾向が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染力の強い変異株の出現や製造業の半導体不足継続により各国の経済活動には不透明感が強まってまいりました。

また、わが国経済においても製造業では半導体不足や原材料価格の上昇が企業の生産活動や収益の下押し要因となっております。

当社グループの主な事業領域である自動車分野は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新車生産および販売が大きく落ち込んだ前連結会計年度から回復傾向が継続していましたが、世界的な半導体不足による影響や感染が拡大した地域での工場閉鎖などによる部品不足を背景に、自動車生産の減産影響が発生しており先行き不透明な状況となりました。

電子情報通信分野では、デジタル社会進展によりデータセンター向け投資に旺盛な需要が続いております。

当社グループの業績もこのような外部環境の影響を強く受け、自動車分野の売上高は増加しました。電子情報通信分野においても、HDD用サスペンションやプリンター関連の需要が高水準を維持しており前連結会計年度の売上を上回りました。この結果、売上高は474億38百万円（前連結会計年度比18.2%増）となりました。

利益面では、増収の影響により営業利益は6億49百万円（前連結会計年度は12億93百万円の営業損失）、スクラップ売却価格高騰等の影響があり経常利益は10億22百万円（前連結会計年度は10億円の経常損失）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上があったことから9億4百万円（前連結会計年度は61百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

製品区分別連結売上高は、次のとおりとなりました。

[材料関連製品]

材料関連製品では、弁ばね用材料や精密異形材料が、新型コロナウイルス感染症の影響による減少の影響があった前連結会計年度から大きく回復しました。その結果、売上高は64億47百万円（前連結会計年度比19.4%増）となりました。

[自動車関連製品]

自動車関連製品は、すべての製品で新型コロナウイルス感染症の影響による減少の影響があった前連結会計年度から大きく回復しました。特にH E V、E V等電動車の配電に使用されるバスバーは前連結会計年度から大きく伸長しております。その結果、売上高は243億30百万円（前連結会計年度比12.4%増）となりました。

[HDD用サスペンション]

HDD用サスペンションは、データセンター向け投資が旺盛に推移しており高い需要が継続しております。その結果、売上高は109億48百万円（前連結会計年度比39.1%増）となりました。

[プリンター関連]

プリンター関連は、新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワークへの移行により家庭用（コンシューマ向け）の需要増加が継続しており、売上高は36億94百万円（前連結会計年度比12.9%増）となりました。

[通信関連]

通信関連は、主な市場である北米・アジアにおける需要回復の影響から、売上高は12億28百万円（前連結会計年度比27.6%増）となりました。

[その他製品]

その他製品ではスマートフォン用部品販売が終了したため、売上高は7億89百万円（前連結会計年度比20.7%減）となりました。

製品区分の名称	売上高 (百万円)	構 成 比	前年度比増減
材 料 関 連 製 品	6,447	13.6%	19.4%増
自 動 車 関 連 製 品	24,330	51.3%	12.4%増
HDD用サスペンション	10,948	23.0%	39.1%増
プ リ ン タ ー 関 連	3,694	7.8%	12.9%増
通 信 関 連	1,228	2.6%	27.6%増
そ の 他 製 品	789	1.7%	20.7%減
合 計	47,438	100.0%	18.2%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 京都本社工場
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強等（製品区分：材料関連製品）
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強等（製品区分：HDD用サスペンション）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコールエンジニアリング株式会社
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコール菊池株式会社
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL AMERICA INC.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・Suncall Technologies(SZ) Co.,Ltd.
通信関連製品の製造設備の増強等（製品区分：通信関連）
- ・SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL (Guangzhou) CO.LTD.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL (Tianjin) Co., Ltd.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強等（製品区分：材料関連製品）
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・当社 京都本社工場
自動車用精密材料の製造設備の増強等（製品区分：材料関連製品）
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強等（製品区分：HDD用サスペンション）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL AMERICA INC.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.
自動車用精密材料の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL (Guangzhou) CO.LTD.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金1億4百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

世界経済は回復傾向が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染力の強い変異株の出現や製造業の半導体不足継続により各国の経済活動には不透明感が強まってまいりました。

また、カーボンニュートラル実現に向けた自動車電動化の急速な拡大と5G・IoT・デジタル社会進展によるクラウドストレージ需要の爆発的な伸びは、今後も確実に進んでいくと認識しており、当社の事業環境は大きな変革期を迎えております。

そのような状況下、当社は新中期経営計画GGP24(GLOBAL GROWTH PLAN 2024)～変化から成長へ～を策定し、2022年2月に発表いたしました。新中期経営計画では「2030年の事業ポートフォリオ確立に向けた実効的な戦略の加速」を基本方針に掲げ、株主の皆さまの期待に応えるため、資本コストを上回る資本収益性を意識し、ポートフォリオ改革を実行してまいります。前中期経営計画で実施した先行投資分野の確実な利益成長を実現するとともに、売上拡大、利益貢献が見込める分野には積極的に投資を行うなど「成長」を意識した企業価値向上に取り組み、東証プライム市場の上場維持基準を安定的に超過する水準を維持してまいります。

■事業上の対処すべき課題と重点戦略

①EV等電動化関連成長事業（グローバルに売上拡大・次世代主力事業へ）

EVおよびHVやPHV等を含めた電動車の需要が大きく増加することから、高精度に電流を検出するニーズが増してきています。これに対して当社グループでは以下の重点戦略を実行してまいります。

- ・ 電動車ニーズに応えるべく「バスバー」、「シャントバスバー」の量産拡大
- ・ EV等電動化製品の欧州・中国・米国での拡販の展開

②電子情報通信関連成長事業（飛躍的成長の実現・利益成長の追求）

データセンターではIoTの拡大や映像データの蓄積など、ニアラインドライブと呼ばれる大容量ハードディスクドライブ（HDD）の高い需要が継続しています。

また、光情報通信産業の三大用途市場であるデータセンター/テレコム/ワイヤーレス市場は、5G・IoT関連の強い需要により、今後も拡大していく見通しです。これに対して当社グループでは以下の重点戦略を実行してまいります。

- ・ 顧客需要への対応に向けた設備投資継続と生産効率向上
- ・ 大容量ハードディスクドライブの需要に応えるべくサスペンションの生産能力強化
- ・ 通信関連/プリンター関連は製品開発、工法改善を通じ、生産効率を向上させる

③自動車関連既存事業（産業構造の変化に対応・収益力改善）

電動車の需要増加が予想される中で、当社の自動車関連既存事業のうちエンジンやミッション系精密機能部品は、2030年以降の減少を見据える必要があります。これに対して当社グループでは以下の重点戦略を実行してまいります。

- ・ 製品別に市場成長性と収益性を検証
- ・ 徹底的な製品別採算管理により、既存案件の収益力改善に注力
- ・ 生産・営業拠点の最適化を検討

■その他次世代事業への取組み

①医療・介護分野

歩行学習支援ロボット「オルソロボット」は現在国内のリハビリテーション施設で使用されており、その使いやすさと歩行機能改善効果から好評をいただいております。現在はリハビリテーション施設だけでなく、老人ホーム等介護施設での採用実績ができてきており、更に幅広い分野での普及を進めております。

②環境・エネルギー分野

当社が製造した過熱水蒸気利用の連続炭化装置では、素材を燃やさず炭化させることが可能でCO₂削減効果を発揮します。この装置により量産する竹炭は、高級車のインパネ塗装やタッチパネル塗料として採用が始まっています。今後は、キャパシタ極剤等のより付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦してまいります。

■財務・資本戦略

企業価値向上の為に事業収益性の改善とともに、自己資本の積み増しを抑制しレバレッジを有効活用するなどB/Sマネジメントを推進することが必要になってきます。

- ①資本コストを意識した投資判断の徹底
- ②最適な資本構成を意識したB/Sマネジメントの推進
- ③ROE9.0%を超過するまでは配当性向75%を維持

■環境・社会・ガバナンスの取組み

2022年4月から当社はプライム市場への上場となり、今後、より透明性、効率性のある経営と環境・社会に貢献できる企業への進化を目指してまいります。

- ①サステナビリティ委員会の設置。サステナブルな課題に対する当社ビジネスの機会を模索
 - ・価値創造に繋がるマテリアリティ、事業継続の基盤となるマテリアリティを整理
- ②独立社外取締役の増員を通じた、経営の監督強化
 - ・2022年6月株主総会において独立社外取締役1名を追加予定
 - ・2023年6月株主総会までに独立社外取締役3分の1を目標とする

(サステナビリティに関する取り組み)

2021年4月より社長執行役員を委員長として「SDGs推進委員会」を発足し、マテリアリティ（重点課題）の解決に向けて取り組みを始めました。

サンコールグループ・サステナビリティ推進基本方針

当社は、“基本理念”に則り、「サンコールグループ・サステナビリティ推進基本方針」を定め、サステナビリティを経営課題の一つとして組織的・体系的に行動します。

当社グループが優先的に解決すべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、「経営計画」に落とし込み、各事業活動を通じて課題解決に向けて取り組むことで、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します。

地球環境	地球環境に配慮した製品開発・製造により、環境負荷の低減に貢献します。 事業活動における環境負荷を低減します。
社 会	当社事業活動に関連するすべてのステークホルダーの人権に配慮した事業活動を推進します。 社会からの声十分に耳を傾け、事業活動に反映させることで強固な信頼関係を構築します。 技術開発とその応用により課題解決を図り、お客様からの信頼を獲得します。 パートナーに対して最新状況把握に努めるとともに、当社のサステナビリティに対する考え方への理解を求め、フェアな門戸開放と安定した取引を行い、持続可能なバリューチェーンの構築を目指します。 安心できる生活環境を支援する製品・サービスを提供します。
社 員	一人ひとりの人権および個性や働き方を尊重します。 公正な能力評価と誇りを感じる企業となることを推進し、従業員自らが考え行動できる人材の育成に努めます。 一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できる、職場環境づくりを目指します。
企業経営	株主に対してIR活動の充実を図り、適正な情報開示に努めます。 法令や社会規範を遵守し、ステークホルダーと適切な協働に努めます。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

マテリアリティ（重要課題）

サステナビリティ経営をより効果的に推進するため、長期的な視点で様々な社会課題の中から、経営資源を重点的に投入する対象を特定

サンコールグループのマテリアリティ		当社取り組み	SDGsとの 関連性	
生物 多 様 性	↑ ↑ ↑ ↑ ↓ ↓ ↓ ↓	気候変動への 対応	<ul style="list-style-type: none"> 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と資源効率の 改善を促そう 13 気候変動に 具体的な対策を 14 海の豊かさ を守ろう 15 陸の豊かさ を守ろう 	
		価値創造に繋 がるマテリア リティ	<ul style="list-style-type: none"> ・当社製品における自動車事故時のリスク低減 ・社会とのコミュニケーションの促進、地域との共存 ・すべてのステークホルダーの人権に配慮した事業活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 9 産業と資源効率の 改善を促そう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		高齢化社会への 貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行支援ロボット等を通じた人生100年世代の貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 9 産業と資源効率の 改善を促そう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
事業継 続性	↑ ↑ ↑ ↑ ↓ ↓ ↓ ↓	多様な人材の 登用	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材が活躍できる環境の提供 (ダイバーシティ&インクルージョン) ・2022年度中に「くるみん」の採用を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 3 持続可能な 経済を創ろう 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 促進しよう 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう 16 平和と公正を すべての人に
		人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の労働環境整備 ・柔軟な発想や高い知識・技術・技能をもつ人材の育成 ・働きがいのある最適職場環境作りを実践 	
		持続的成長を支 える企業経営の 実現	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンスの充実 ・コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底 	

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第102期	2019年度 第103期	2020年度 第104期	2021年度 (当連結会計年度) 第105期
売 上 高 (百万円)	45,812	42,354	40,140	47,438
営 業 利 益 または営業損失 (△) (百万円)	3,384	1,375	△1,293	649
経 常 利 益 または経常損失 (△) (百万円)	3,557	1,336	△1,000	1,022
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,314	1,123	61	904
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	72.59	35.33	1.95	29.34
総 資 産 (百万円)	50,481	50,921	53,375	57,932

招集ノ通知

株主總會参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サンコールエンジニアリング株式会社	百万円 30	100.0 %	自動車関連製品の製造および販売
サンコール菊池株式会社	百万円 70	100.0	自動車関連製品の製造および販売
SUNCALL AMERICA INC.	千米ドル 14,000	100.0	自動車関連製品の製造および販売 ならびに通信関連の販売 (米国 インディアナ州 他)
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	千香港ドル 4,050	100.0	プリンター関連および通信関連の 販売 (中国 香港)
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	千タイバーツ 100,000	100.0	プリンター関連および自動車関連製品の製 造および販売 (タイ国 チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 6,000	100.0	プリンター関連の製造および販売 (ベトナム国 ハノイ市)
SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD.	百万円 1,290	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 広州)
Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	プリンター関連および通信関連の 製造および販売 (中国 深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	百万円 120	100.0	材料関連製品の販売 (中国 広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	百万墨ペソ 494	100.0	材料関連製品および自動車関連製 品の製造および販売 (メキシコ国 アグアスカリエンテス州)
SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd.	百万円 340	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 天津)

(注) 当社の出資比率の () 内は、間接出資比率で内数であります。

- ③ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

製品区分の名称	事業内容
材料関連製品	オイルテンパー線、硬鋼線、ピストンリング材、精密異形線、精密細物ピアノ線等の製造・販売
自動車関連製品	自動車エンジン用弁ばね、A T部品、自動車用安全装置機能部品、ABS用センサーリング、ABS用アクチュエーター、バルブコッター、ブーツクランプ、各種異形ばね、異形リング、細工ばね、薄板ばね、リアクトルコイル、バスバー等の製造・販売
HDD用サスペンション	ハードディスク装置用サスペンションの製造・販売
プリンター関連	プリンター用精密紙送りローラー等の製造・販売
通信関連	光ファイバー用精密部品の製造・販売
その他製品	電子回路検査機器用プローブ、歩行アシストロボット等の製造・販売

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所名	所在地
当社	本社・工場	京都府
	東京支店	神奈川県
	名古屋支店	愛知県
	西日本支店	京都府
	北関東営業所	栃木県
	上田営業所	長野県
	浜松営業所	静岡県
	西日本営業所	広島県
	豊田工場	愛知県
広瀬工場	愛知県	
サンコールエンジニアリング株式会社	本社・工場	山梨県
サンコール菊池株式会社	本社・工場	熊本県
SUNCALL AMERICA INC.	本社・工場	米国（インディアナ州）
	営業所	米国（サウスカロライナ州、テキサス州）
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	本社	中国（香港）
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	本社・工場	タイ国（チョンブリ県）
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	本社・工場	ベトナム国（ハノイ市）
SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD.	本社・工場	中国（広州）
Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.	本社・工場	中国（深圳）
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	本社	中国（広州）
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	本社・工場	メキシコ国（アグアスカリエンテス州）
SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd.	本社・工場	中国（天津）

(9) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
2,280名	12名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,779
株式会社京都銀行	1,479
株式会社三井住友銀行	520
株式会社みずほ銀行	658
株式会社肥後銀行	154

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 34,057,923株 (内、自己株式3,691,062株)
 (3) 株主数 5,402名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	5,069	16.7
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,839	12.6
伊藤忠商事株式会社	2,980	9.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,011	6.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	897	3.0
サンコール従業員持株会	887	2.9
株式会社京都銀行	768	2.5
日本証券金融株式会社	432	1.4
京都中央信用金庫	365	1.2
岡三証券株式会社	310	1.0

- (注) 1. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式数は含まれておりません。
 2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
 3. 当社は、自己株式を3,691,062株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	—	—
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

- (注) 1. 株式報酬の内容につきましては、4.(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に記載のとおりであります。
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付した株式を含めて記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2021年8月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類および数 普通株式 1,692千株

取得価額の総額 704,038千円

取得した期間 2021年8月6日から2021年9月3日まで

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・新株予約権の数
5個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 5,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価格)	行 使 期 間	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	2015年度 株式報酬型(1円)	2015年8月1日 ～2025年7月31日	5個	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大谷 忠雄	代表取締役 社長執行役員	—
奈良 正	代表取締役 専務執行役員 開発本部長 兼 製品戦略室長	SUNCALL CO.,(H.K.)LTD. 取締役 Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd. 董事長 SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO., LTD. 取締役
礪野 裕司	取締役 常務執行役員 生産事業本部長 兼 精密機能加工Ⅱ部門長 兼 製品戦略副室長	サンコールエンジニアリング株式会社 取締役 SUNCALL AMERICA INC. 取締役 SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD. 監事 SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd. 監事 SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO, S.A. DE C.V. 監査役
大廣 義徳	取締役 常務執行役員 営業本部長	Suncall(Guangzhou)Trading Co.,Ltd. 董事長
杉村 和俊	取締役 常務執行役員 サスペンション部門長	SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.取締役
仲里 彰夫	取締役 常務執行役員 管理本部長	—
北山 修二	取締役	株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼アルミ事業部門 加古川製鉄所長
吉岡 靖之	取締役（監査等委員・常勤）	—
若林 正二郎	取締役（監査等委員・常勤）	—
田中 敦	取締役（監査等委員）	関西学院大学経済学部教授 神戸市消費生活会議会長 兵庫県企業庁経営評価委員会会長
平山 廣美	取締役（監査等委員）	—

- (注) 1. 取締役北山修二、取締役（監査等委員）吉岡靖之、田中敦および平山廣美の4氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）田中敦および平山廣美の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員会が、内部監査室との緊密な連携などにより、円滑に社内情報の収集ができるよう吉岡靖之および若林正二郎の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役礪野裕司および吉岡靖之の両氏は、2022年6月下旬開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
土井俊英	2021年6月23日	任期満了	当社 社外取締役 伊藤忠オートモービル株式会社 取締役 経営企画室長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および執行役員ならびに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(5) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	賞 与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	169百万円	125百万円	44百万円	－	8名
取締役（監査等委員）	50百万円	50百万円	－	－	4名
合 計	219百万円	175百万円	44百万円	－	12名

(注) 1. 賞与は、業績連動報酬等として支給しております。

賞与算定の基礎として選定した業績指標・その指標を選定した理由、賞与の算定方法については、(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針 に記載のとおりであります。

なお、算定に必要な当事業年度を含む業績指標の推移は、1.(5)財産および損益の状況の推移 に記載のとおりであります。

2. 業績連動型株式報酬は、業績連動報酬および非金銭報酬として支給しております。

内規に基づく現金支給分を含めて表示しております。

業績連動型株式報酬算定の基礎として選定した業績指標・その指標を選定した理由、業績連動型株式報酬の算定方法については、(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針 に記載のとおりです。

なお、算定に必要な当事業年度を含む業績指標の推移は、1.(5)財産および損益の状況の推移 に記載のとおりであります。

また、当該株式報酬の交付状況は、2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりであります。

3. 上記報酬額には、2021年6月23日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。）にて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。また同株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬を、5年間の信託期間につき9億円（年額1億80百万円相当）を上限として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は5名であります。

5. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会において、年額7,000万円以内にて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年1月22日開催の取締役会で「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について決議いたしました。

(概要)

1. 基本方針

当社の業務執行取締役報酬は、グローバルなマーケットで大量生産型製造業を展開し中長期的に企業価値を堅実に向上させるビジネスモデルと、業績目標達成度合いに対する取締役の評価が、適切にリンクするものとし、各取締役のモチベーション向上につながる制度・水準とする。(監査等委員である取締役の報酬は適用対象外。以下、(6)において同じ。)

2. 全体像

業務執行取締役の報酬は、基本報酬(固定報酬)と賞与(年度ごとのインセンティブを反映)と株式報酬(中長期のインセンティブを反映)により構成するものとする。なお報酬範囲・算定期間・算定方法等の詳細については内規に定め、1年毎に会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定する。

①基本報酬は固定報酬とし、役職・在任年数別を基本とする。

取締役在任期間中、毎月末に支払う。

②賞与は、当該年度の連結業績(全社業績評価)を反映し、業務執行取締役については担当部門の業績(個人業績評価)も加味して算出する現金報酬とし、短期(単年度)業績に基づき変動するインセンティブ報酬と位置付ける。

取締役在任期間中、毎会計年度末に支払う。

③株式報酬は、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

取締役退任時に支払う。

基本報酬、賞与、株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針として次のとおりとする。

①基本報酬の額は、業務執行の労に対する固定部分とする。

②賞与の額は、単年度の会社・担当事業部門の業績を期待どおりに達成した場合のインセンティブとして、基本報酬年額の40%を目安とする。

③株式報酬の額は、在任期間中の各年度の会社・担当事業部門の業績を期待どおりに達成した場合のインセンティブとして、基本報酬年額の40%×在任年数を目安とする。

社外取締役の報酬は、全社・個人業績評価ともに適用対象外とし、別途固定報酬とする。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬等があるものとして賞与と株式報酬を設ける。

(a) 賞与

賞与の概要は、次のとおりとする。

ア 算定基礎額は役職・在任年数別を基本とする。

イ 算定基礎額に、連結業績（売上高・営業利益・営業利益率・当期純利益）と各担当における実績に、それぞれに重み係数を掛けて算出する。それにより50%～150%の範囲で変動するものとする。

※賞与を短期（単年度）業績に基づき変動するインセンティブ報酬と位置付けていることから連結業績を指標として選定しております。

(b) 株式報酬

株式報酬の内容は、下4. 非金銭報酬 に記載のとおりとする。

4. 非金銭報酬

株式報酬は、株式交付信託を利用した当社株式の交付制度とする。

連結売上高および連結営業利益について、前期実績対比と公開している業績見込みの達成率の2つを元にポイント化し、ポイントの数に相当する数の当社株式を各取締役に対して交付するもので、詳細は内規「株式交付規程」に定める。

※中長期的な業績評価にあたり、各単年度の業績見込みと実績を社外公開値でポイント化・累積することがシンプルで明瞭であると考え、連結業績を指標として選定しております。

(a) 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、交付規程に定めるポイント付与日に、役位別基準ポイントおよび直前に終了する事業年度（以下「前事業年度」という。）における業績連動係数に応じて算定される数のポイントを付与する。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり200,000ポイントを上限とする。

[算定式]

役位別基準ポイント × 業績連動係数※

※業績連動係数は、連結営業利益および連結売上高等の経営目標とする財務指標に対する達成率等に基づき、0%から150%の範囲で変動する。ただし、ポイント付与のための評価の対象とする期間において当該取締役が在任していなかった期間がある場合等には、その在任期間に応じてポイント数の調整を行うことがある。

(b) 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記 (a) で付与を受けたポイントの数に応じて、当社株式の交付を受ける。各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0 (ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。) を乗じた数とする。

(c) 業績乗数

次の①～④の合算とする。下記 (d) を適用する場合を除き、前事業年度実績が連結営業損失の場合は、「0 (零)」とする。

①連結売上高目標達成率 (前事業年度連結売上高実績/前事業年度連結売上高目標) を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント $\times 25/100$

②連結売上高前期実績比 (前事業年度連結売上高実績/前々事業年度連結売上高実績) を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント+増減収/増減益調整ポイント $\times 15/100$

③連結営業利益目標達成率 (前事業年度連結営業利益実績/前事業年度連結営業利益目標) を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント $\times 40/100$

④[連結営業利益前期実績比 (前事業年度連結営業利益実績/前々事業年度連結営業利益実績) を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント+増減収/増減益調整ポイント] $\times 20/100$

(d) ポイント付与日までの間に災害、戦争、国際紛争、通貨危機その他の不測の事態が発生したことにより前項に定める業績乗数を適用することが著しく不合理であると認められる場合、取締役会の決議により、当該ポイント付与日におけるポイント付与の算出に用いる業績乗数を調整することができるものとする。ただし、本項による調整後の業績乗数は、前項に定める業績乗数 (本項による調整前の業績乗数) の ± 0.3 の範囲内で、かつ、株主総会決議の範囲内とする。

5. 委任

(a) 取締役の報酬については、株主総会の決議により支払い総額について承認を受けたいうえで、報酬範囲・算定期間・算定方法等の方針については内規に従って決定することを取締役会で決議する。

(b) ただし一部内規の運用上生じる業績や経営内容、役員本人の成果・責任等の考慮・反映を含めた個人別報酬については、取締役会より一任された代表取締役 社長執行役員が決定する。

※当該事業年度における個人別報酬については、内規に基づき代表取締役 社長執行役員 大谷忠雄が決定いたしました。

※当社としては、代表取締役 社長執行役員が業務執行において最高の権限と責任を持っており、各取締役の成果・責任等を考慮するにもっともふさわしいと判断していることから、代表取締役 社長執行役員に委任することとしております。

6. 報酬水準

報酬水準については外部機関の役員報酬に関する調査結果を参考にするものとし、また役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置し、その答申を踏まえるものとする。

※これにより代表取締役 社長執行役員が上記委任を受けた権限を適切に行使できるための措置としております。

当社取締役会としましては、当該事業年度の個人別報酬等の内容は、以上に記載の手続きを経て決定されており、一部委任を受けた代表取締役 社長執行役員の裁量の余地も限定されていることから、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 社外取締役の重要な兼職先は、4.(1)取締役の氏名等 に記載のとおりです。
- ・ 取締役北山修二氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）田中敦氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況および果たすことが期待される 役割に対して行った職務の概要
社外取締役	北 山 修 二	13回／13回	—	技術面を含め、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 岡 靖 之	13回／13回	13回／13回	コーポレート・ガバナンス、内部統制、コンプライアンスについての専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	田 中 敦	13回／13回	13回／13回	関西学院大学経済学部教授として、金融分野の専門性に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。 また「指名・報酬諮問委員会」委員長として、経営幹部の選任や役員報酬制度に関する議論において幅広い視点から提言しております。
社外取締役 (監査等委員)	平 山 廣 美	13回／13回	13回／13回	上場企業での長年の法務部門責任者、常勤監査役としての実務経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。 また「指名・報酬諮問委員会」委員として、経営幹部の選任や役員報酬制度に関する議論において幅広い視点から提言しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	5名	32百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに支払った報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 49,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
54,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、前事業年度の監査実績と監査時間、監査計画の内容と報酬見積もりの算定根拠等について確認のうえ、検討を行った結果、全員一致で妥当と判断して同意しております。

次の当社子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

子会社名	監査法人名
SUNCALL AMERICA INC.	Deloitte & Touche LLP
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	Deloitte Vietnam Company Ltd.
SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall(Guangzhou)Trading Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A. DE C.V.	Deloitte & Touche (Galaz, Yamazaki, Ruiz Urquiza, S.C.)
SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「子会社の内部統制強化に関する助言業務」を委託し、対価を計上しております。

(5) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

解任方針

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合、必要と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査等委員会は同条に該当する場合およびその他これに類する場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任議案の内容を決定する。

不再任方針

監査等委員会は会計監査人が以下に該当した場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任議案の内容を決定する。

- ・ 監査の品質の管理体制、その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制が整備されず、適正な監査を実施されなくなった場合等、監査の遂行が著しく困難と認める場合。（会計監査人が「業務停止」等の行政処分をうけ、監査業務が困難であると判断された場合を含む）

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,328	流動負債	17,471
現金及び預金	7,510	支払手形及び買掛金	7,278
受取手形	224	短期借入金	5,325
売掛金	10,842	1年内返済予定の長期借入金	497
契約資産	9	リース債務	208
商品及び製品	2,751	未払金	2,644
仕掛品	2,339	未払法人税等	153
原材料及び貯蔵品	3,371	賞与引当金	437
その他	1,277	その他	926
固定資産	29,604	固定負債	3,278
有形固定資産	21,417	長期借入金	769
建物及び構築物	5,738	リース債務	417
機械装置及び運搬具	10,334	繰延税金負債	690
土地	1,772	退職給付に係る負債	1,118
リース資産	677	株式給付引当金	73
建設仮勘定	2,018	その他	209
その他	876	負債合計	20,750
無形固定資産	396	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,790	株主資本	33,214
投資有価証券	5,371	資本金	4,808
長期貸付金	54	資本剰余金	2,827
繰延税金資産	15	利益剰余金	27,280
退職給付に係る資産	2,074	自己株式	△1,701
その他	273	その他の包括利益累計額	3,928
資産合計	57,932	その他有価証券評価差額金	2,978
		為替換算調整勘定	202
		退職給付に係る調整累計額	747
		新株予約権	39
		純資産合計	37,182
		負債・純資産合計	57,932

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		47,438
売上原価		41,567
売上総利益		5,871
販売費及び一般管理費		5,221
営業利益		649
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	117	
為替差益	39	
受取賃貸料	19	
物品売却益	237	
その他	55	485
営業外費用		
支払利息	101	
持分法による投資損失	4	
その他	6	112
経常利益		1,022
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	401	
その他	1	426
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	17	
その他	0	18
税金等調整前当期純利益		1,431
法人税、住民税及び事業税	387	
法人税等調整額	138	526
当期純利益		904
親会社株主に帰属する当期純利益		904

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

サンコール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、HDD用サスペンション製造装置について、従来3年としていた耐用年数を8年に変更している。

当該変更は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,551	流動負債	13,785
現金及び預金	2,034	買掛金	6,268
受取手形	216	短期借入金	4,400
売掛金	9,390	リース負債	27
契約資産	9	未払費用	2,332
商品及び製品	1,568	前受	195
仕掛品	1,612	預り引当金	18
原材料及び貯蔵品	1,185	賞与引当金	190
短期貸付金	1,151	その他	349
未収入金	1,407	固定負債	1,445
その他	976	リース負債	70
固定資産	29,561	繰延税金負債	361
有形固定資産	14,877	退職給付引当金	871
建物	3,653	株式給付引当金	73
構築物	265	その他	67
機械及び装置	6,824	負債合計	15,230
車両及び運搬具	1	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	666	株主資本	30,865
土地	1,542	資本金	4,808
リース資産	98	資本剰余金	2,827
建設仮勘定	1,825	資本準備金	2,721
無形固定資産	368	その他資本剰余金	105
ソフトウェア	361	利益剰余金	24,930
電話加入権	6	利益準備金	581
投資その他の資産	14,315	その他利益剰余金	24,349
投資有価証券	4,926	技術研究積立金	2,800
関係会社株式	8,368	設備改修積立金	2,450
従業員長期貸付金	0	別途積立金	10,120
関係会社長期貸付金	85	繰越利益剰余金	8,979
長期前払費用	40	自己株式	△1,701
前払年金費用	851	評価・換算差額等	2,978
その他	73	その他有価証券評価差額金	2,978
貸倒引当金	△31	新株予約権	39
資産合計	49,113	純資産合計	33,883
		負債・純資産合計	49,113

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,250
売上原価		28,870
売上総利益		3,380
販売費及び一般管理費		3,596
営業損失		216
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1,254	
受取賃貸料	108	
為替差益	14	
その他	55	1,432
営業外費用		
賃貸費用	98	
貸倒引当金繰入	31	
その他	7	137
経常利益		1,078
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	401	
その他	1	419
特別損失		
固定資産廃棄損	14	
貸付金評価損	57	71
税引前当期純利益		1,426
法人税、住民税及び事業税	46	
法人税等調整額	130	176
当期純利益		1,249

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

サンコール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 尚 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、HDD用サスペンション製造装置について、従来3年としていた耐用年数を8年に変更している。

当該変更は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

サンコール株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 吉 岡 靖 之 ㊞

監査等委員（常勤） 若 林 正二郎 ㊞

監査等委員 田 中 敦 ㊞

監査等委員 平 山 廣 美 ㊞

(注) 監査等委員吉岡靖之、田中敦及び平山廣美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

当社へのご案内

■阪急電鉄

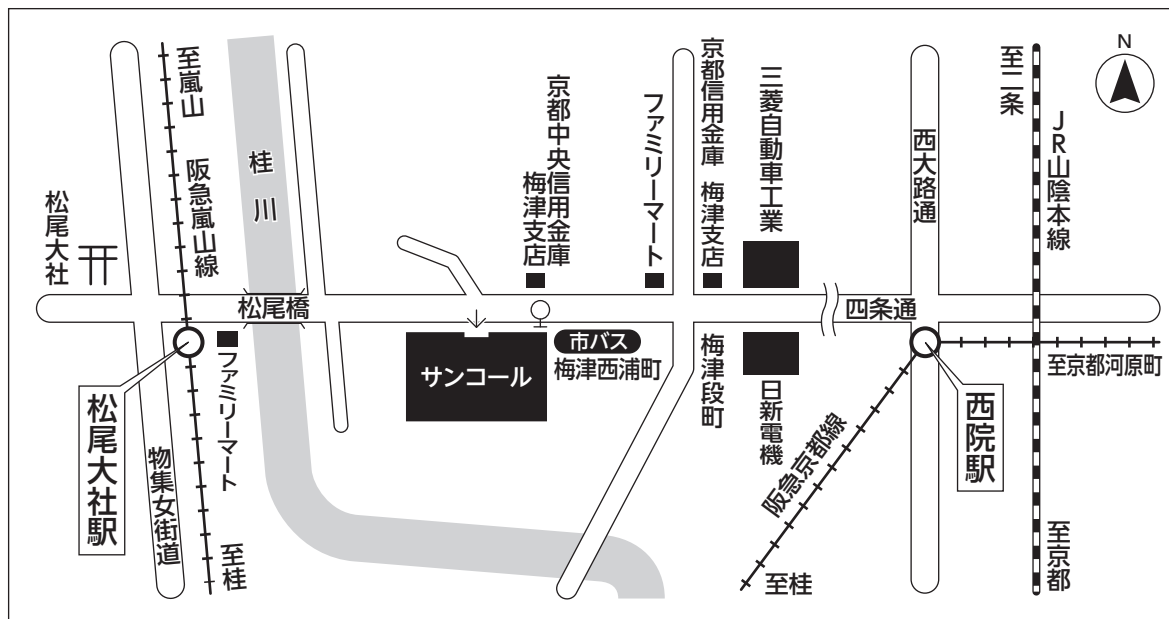
- 嵐山線 松尾大社駅より 東へ徒歩10分

■市バス

- 京都駅より：28系統「梅津西浦町」下車
- 京都駅八条口より：71系統「梅津西浦町」下車
- 西大路四条（阪急電鉄 京都線 西院駅）より：
3・28・29・67・71系統「梅津西浦町」下車

■タクシー

- 京都駅～梅津西浦町…約25分
- 阪急電鉄京都線 西院駅～梅津西浦町…約10分



◎ 株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。